

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「にそれぞれ」を「のうち管理者が必要と認めるものに」に改める。

第5条第1項第6号イ中「大人にあつては」及び「、小児にあつては1人につき350円以内」を削り、同号ウ中「大人にあつては」及び「、小児にあつては1人につき1,000円以内」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

1日旅客運賃の種別の整備等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。